

# 「心肺機能停止前の重度傷病者に対する血糖測定及び低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与」プロトコール

和歌山県救急救命協議会

平成26年7月1日策定

所定の知識、技能を習得した救急救命士が、心肺機能停止状態でない傷病者に対して医師の包括的指示下で実施する血糖測定及び医師の具体的指示下で実施するブドウ糖投与溶液の投与についてのプロトコールは、次のとおりとする。

## 1 対象傷病者

### (1) 血糖測定（※1）

#### ア 病態等

意識障害（JCS $\geq$ 10を目安とする）を認め、血糖測定を行うことによって意識障害の鑑別や搬送先選定等に利益があると判断される傷病者。

また、上記による血糖測定後に、医師により再測定の指示があった場合。

※ くも膜下出血が疑われる例などで、血糖測定のための皮膚の穿刺による痛み刺激が傷病者にとって不適切と判断する場合は対象外とする。

#### イ 年齢

15歳以上（推定も含む）

### (2) ブドウ糖溶液の投与

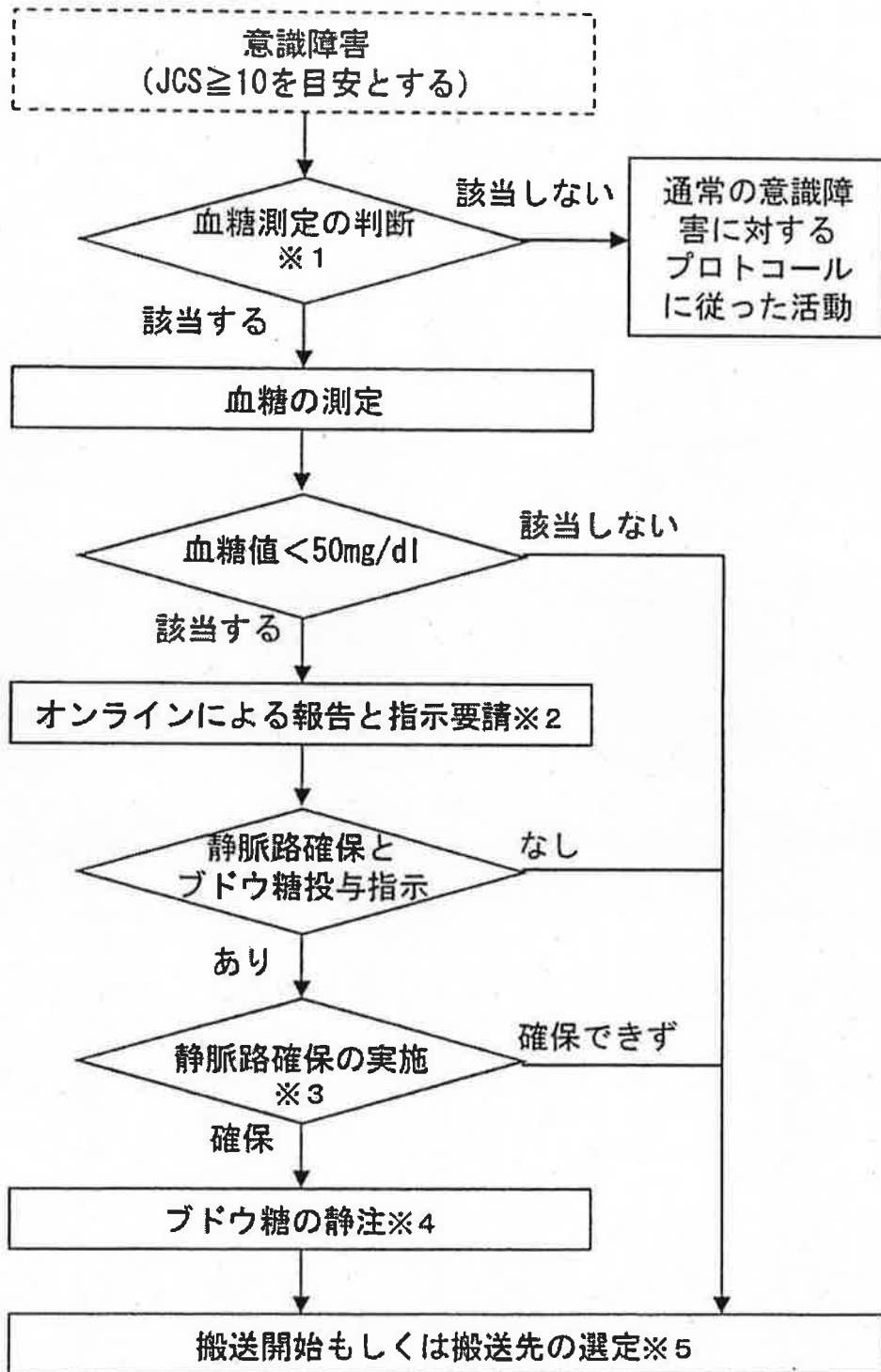
血糖値が50mg/dl未満の上記血糖測定対象傷病者。

## 2 留意事項

- (1) 指示要請時、傷病者の観察所見、状況（既往症、食事等含む）等を医師に報告しブドウ糖溶液の投与の具体的指示（ブドウ糖溶液の投与は50%ブドウ糖溶液40mlを原則とするが、必要に応じて減量）を受ける。（※4）
- (2) 穿刺針の太さ（ゲージ）は傷病者の状態等により選択する。（※3）
- (3) 輸液の速度は、維持輸液（1秒1滴程度）を目安とする。（※3）
- (4) 処置実施後は、傷病者の状況、観察所見、実施した処置、その結果等をオンラインMCの医師、もしくは搬送先医療機関の医師等に報告する。（※2、5）
- (5) 静脈路確保にいたずらに時間を費やさないように留意し、静脈路確保が困難であると判断された場合など、状況によって、処置の実施よりも迅速な搬送を優先する。
- (6) 傷病者や家族等へのインフォームドコンセントに配慮する。

※1～5については、略図参照。

「心肺機能停止前の重度傷病者に対する血糖測定及び  
低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与」略図



別表1  
処置の対象の状態

項目		心臓機能停止及び呼吸機能停止の状態	心臓機能停止又は呼吸機能停止の状態	心肺機能停止前
1	乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保	○	○	
2	食道閉鎖式エアウェイ、ラリ ンゲアルマスクによる気道確保	○	○	
	気管チューブによる気道確保	○		
3	アドレナリンの投与※1	○	○ (心臓機能停止の場合のみ)	
4	乳酸化リンゲルを用いた静脈路確保及び輸液			○
5	ブドウ糖溶液の投与			○

※1 自己注射が可能なアドレナリン製剤によるアドレナリンの投与を除く